

# 月報私学

2024  
2  
VOL.314



認定こども園北見くるみ幼稚園は、昭和47年北海道北見市に創立されました。園庭のシンボルツリーであるくるみの木(写真左上)は、子どもたちの成長を温かく見守っています。オホーツク地方の寒さが厳しい冬には、園庭に大きな雪山が作られ、子どもたちはそり滑りや雪の中に隠したみかん探しをして楽しめます。また、自慢の大きな体育館(写真左下)では、元気いっぱい園児たちが駆け回ります。

写真提供 学校法人北見明和学園 認定こども園北見くるみ幼稚園(北海道北見市)

## CONTENTS

- 令和5(2023)年度 私立高等学校入学志願動向 ..... 2
- 大学・短期大学・高等学校の財務状況《令和4年度決算集計》 ..... 4
- 令和5年度 私学リーダーズセミナーの報告 ..... 7
- 受配者指定寄付金の決算処理と年度末対応等のお祝い／「月報私学」特集記事の募集 ..... 8
- 学校の設置・変更等をしたときの手続き／貸付金の償還／  
令和6年2月発行「私学共済事務担当者へのお知らせ」／様式用紙等の請求方法 ..... 9
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付 ..... 10
- 私学共済制度の加入者資格Q&A／令和6年10月から短時間労働加入者の適用が拡大されます ..... 11
- 任意継続加入者制度のご案内 ..... 12
- 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い ..... 13
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 ..... 16

# 令和5(2023)年度 私立高等学校入学志願動向

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、「令和5年度学校法人基礎調査」のデータを基に、私立高等学校の入学志願動向を集計しました。本調査にご協力いただいた学校法人の皆様へ厚く御礼を申し上げます。集計結果は私学事業団ホームページで公表しています。

ここでは、4年度と5年度の志願倍率や入学定員充足率などの概況、男女校種別の動向、規模別の動向、直近10年の入学定員充足状況について説明します。なお、本集計では、通信制課程と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

詳しくは、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内〕経営支援・情報提供▼私立高等学校入学志願動向をご覧ください。

## ◆私立高等学校の概況(表1)

5年度の集計学校数は1,293校で、前年度より2校増加しました。入学定員は40万4,584人で、2,388人増加しましたが、志願者数は89,744人、受験者数は99,744人、また、入学者数は34,188人の減少となりました。

この結果、入学定員が増加した一方で、入学者数は減少したため、入学定

表1 私立高等学校の概況

区分	4年度	5年度	増減
集計学校数(校)	1,291	1,293	2
入学定員(人)	404,346	404,584	238 (0.1%)
志願者数(人)	1,069,994	1,061,020	△8,974 (△0.8%)
受験者数(人)	1,044,705	1,034,731	△9,974 (△1.0%)
合格者数(人)	958,487	944,286	△14,201 (△1.5%)
入学者数(人)	348,456	345,038	△3,418 (△1.0%)
志願倍率(倍)	2.65	2.62	△0.03ポイント
合格率(%)	91.75	91.26	△0.49ポイント
歩留率(%)	36.35	36.54	0.19ポイント
入学定員充足率(%)	86.18	85.28	△0.90ポイント

(注) 志願倍率(志願者数÷入学定員)、合格率(合格者数÷受験者数)、歩留率(入学者数÷合格者数)、入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

員充足率は0.90ポイント下降し、85.28%となりました。参考までに、5年度の15歳人口(中学校・義務教育学校卒業者と中等教育学校前期課程修了者の合計〔学校基本調査〕5年度(確定値)・文部科学省より)は、約21,000人増加し、約109万3,000人となりました。

## ◆男女校種別の動向(表2)

5年度の志願倍率が最も高いのは共学校で、以下、男子校、女子校となっ

表2 男女校種別の動向

男女校種	年度	集計学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員充足率 E/A
男子校	H26	100	33,871	64,159	62,490	53,075	28,471	1.89	84.93	53.64	84.06
	27	94	31,894	58,595	56,998	48,222	26,291	1.84	84.60	54.52	82.43
	28	92	30,704	56,920	55,491	46,832	26,006	1.85	84.40	55.53	84.70
	29	88	29,502	54,084	52,741	45,005	25,171	1.83	85.33	55.93	85.32
	30	87	28,997	51,512	50,155	41,992	23,606	1.78	83.72	56.22	81.41
	R元	88	29,213	51,731	50,276	42,573	24,337	1.77	84.68	57.17	83.31
	2	85	27,778	48,518	46,654	39,751	22,804	1.75	85.20	57.37	82.09
	3	83	26,678	45,127	43,850	37,221	22,154	1.69	84.88	59.52	83.04
	4	81	26,108	43,434	41,920	35,389	21,781	1.66	84.42	61.55	83.43
	5	80	25,828	42,757	41,459	34,867	21,749	1.66	84.10	62.38	84.21
女子校	H26	273	73,536	101,783	100,254	93,897	50,178	1.38	93.66	53.44	68.24
	27	270	72,662	95,395	93,807	90,147	47,803	1.31	96.10	53.03	65.79
	28	267	71,361	94,381	92,798	89,486	46,848	1.32	96.43	52.35	65.65
	29	262	70,080	90,910	87,565	84,251	45,459	1.30	96.22	53.96	64.87
	30	260	68,299	84,390	83,178	80,316	43,458	1.24	96.56	54.11	63.63
	R元	255	65,999	80,231	78,998	76,050	42,484	1.22	96.27	55.86	64.37
	2	251	64,524	77,178	74,509	71,456	41,118	1.20	95.90	57.54	63.73
	3	246	62,860	72,070	70,699	68,190	40,084	1.15	96.45	58.78	63.77
	4	242	60,830	68,857	67,564	64,991	39,238	1.13	96.19	60.37	64.50
	5	235	59,760	64,883	63,654	61,969	38,198	1.09	97.35	61.64	63.92
共学校	H26	911	303,097	1,005,080	986,500	905,509	269,814	3.32	91.79	29.80	89.02
	27	921	305,505	1,005,465	986,166	906,241	271,232	3.29	91.90	29.93	88.78
	28	930	309,245	1,018,484	999,315	914,791	277,121	3.29	91.54	30.29	89.61
	29	933	309,566	1,010,749	991,825	911,484	275,652	3.27	91.90	30.24	89.04
	30	940	310,309	999,754	980,511	905,002	276,629	3.22	92.30	30.57	89.15
	R元	953	313,210	984,856	964,696	887,462	274,721	3.14	91.99	30.96	87.71
	2	960	316,088	972,335	952,507	871,443	278,165	3.08	91.49	31.92	88.00
	3	965	317,201	938,480	918,169	848,519	276,280	2.96	92.41	32.56	87.10
	4	968	317,408	957,703	935,221	858,107	287,437	3.02	91.75	33.50	90.56
	5	978	318,996	953,380	929,618	847,450	285,091	2.99	91.16	33.64	89.37

ています。合格率は女子校、共学校、男子校の順、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっております。これらの順序は平成26年度以降変わっていません。

また、歩留率は平成26年度は男子校、女子校、共学校の順でした。その後、女子校が38校減少したのに対し、共学校は67校増加しています。

2年度には女子校が逆転しましたが、3年度は再び男子校が逆転し、5年度は引き続き、男子校、女子校、共学校の順となりました。集計学校数を平成26年度と比較すると、男子校が20校、女子校が38校減少したのに対し、共学校は67校増加しています。

表3 規模別の動向

入学定員区分	年度(R)	集計学校数	入学定員A	志願者数B	受験者数C	合格者数D	入学者数E	志願倍率B/A	合格率D/C	歩留率E/D	入学定員充足率E/A
100人未満	4	校64	人4,161	人6,228	人6,016	人5,581	人2,898	倍1.50	%92.77	%51.93	%69.65
	5	65	4,146	6,067	5,961	5,468	2,830	1.46	91.73	51.76	68.26
	増減	1	△15	△161	△55	△113	△68	△0.04	△1.04	△0.17	△1.39
100人以上200人未満	4	231	34,667	62,000	60,808	55,982	28,188	1.79	92.06	50.35	81.31
	5	230	34,434	57,504	56,420	53,089	27,333	1.67	94.10	51.49	79.38
	増減	△1	△233	△4,496	△4,388	△2,893	△855	△0.12	2.04	1.14	△1.93
200人以上300人未満	4	370	89,369	225,807	221,147	204,902	78,321	2.53	92.65	38.22	87.64
	5	372	89,773	227,134	221,274	203,146	78,950	2.53	91.81	38.86	87.94
	増減	2	404	1,327	127	△1,756	629	0.00	△0.84	0.64	0.30
300人以上400人未満	4	273	91,809	251,359	244,533	222,846	84,677	2.74	91.13	38.00	92.23
	5	274	92,336	251,430	244,616	222,042	83,244	2.72	90.77	37.49	90.15
	増減	1	527	71	83	△804	△1,433	△0.02	△0.36	△0.51	△2.08
400人以上500人未満	4	183	79,226	224,128	219,366	199,616	69,336	2.83	91.00	34.73	87.52
	5	182	78,667	218,250	212,998	190,341	68,066	2.77	89.36	35.76	86.52
	増減	△1	△559	△5,878	△6,368	△9,275	△1,270	△0.06	△1.64	1.03	△1.00
500人以上600人未満	4	92	49,223	130,477	127,254	117,476	39,143	2.65	92.32	33.32	79.52
	5	92	49,217	133,505	129,827	120,198	39,236	2.71	92.58	32.64	79.72
	増減	0	△6	3,028	2,573	2,722	93	0.06	0.26	△0.68	0.20
600人以上800人未満	4	65	42,681	126,837	123,654	113,233	35,660	2.97	91.57	31.49	83.55
	5	64	42,001	123,142	120,134	110,284	34,302	2.93	91.80	31.10	81.67
	増減	△1	△680	△3,695	△3,520	△2,949	△1,358	△0.04	0.23	△0.39	△1.88
800人以上1,000人未満	4	10	8,550	25,797	25,415	23,282	6,956	3.02	91.61	29.88	81.36
	5	11	9,350	27,448	27,100	24,635	7,761	2.94	90.90	31.50	83.01
	増減	1	800	1,651	1,685	1,353	805	△0.08	△0.71	1.62	1.65
1,000人以上	4	3	4,660	17,361	16,512	15,569	3,277	3.73	94.29	21.05	70.32
	5	3	4,660	16,540	16,401	15,083	3,316	3.55	91.96	21.99	71.16
	増減	0	0	△821	△111	△486	39	△0.18	△2.33	0.94	0.84
合計	4	1,291	404,346	1,069,994	1,044,705	958,487	348,456	2.65	91.75	36.35	86.18
	5	1,293	404,584	1,061,020	1,034,731	944,286	345,038	2.62	91.26	36.54	85.28
	増減	2	238	△8,974	△9,974	△14,201	△3,418	△0.03	△0.49	0.19	△0.90

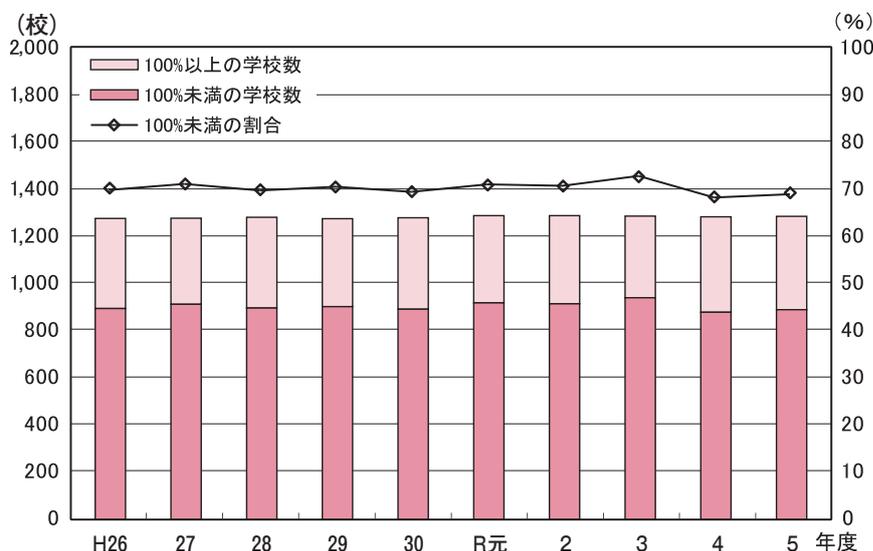
◆規模別の動向(表3)  
規模別で志願倍率が最も高いのは、入学定員が1000人以上の学校で、以下、800人以上1000人未満、600人以上800人未満となっている。一方、入学定員充足率が最も高いのは、300人以上400人未満の

学校で、以下、200人以上300人未満、400人以上500人未満の学校となっています。志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。

(注) 全国の私立高等学校を、各学校の入学定員数により区分した。

◆直近10年の入学定員充足状況(図表)  
平成26年度の入学定員充足率100%未満の学校数は900校で、全体の70.1%でした。その後、100%未満の学校数は増減を繰り返して、5年度は前年度より11校増加し、895校となりました。また、全体に占める割合は0.7ポイント上昇し、69.2%となりました。

図表 直近10年の入学定員充足状況



年度	H26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
100%以上の学校数(校)	384	367	387	375	390	372	376	348	407	398
100%未満の学校数(校)	900	918	902	908	897	924	920	946	884	895
合計	1,284	1,285	1,289	1,283	1,287	1,296	1,296	1,294	1,291	1,293
100%未満の割合(%)	70.1	71.4	70.0	70.8	69.7	71.3	71.0	73.1	68.5	69.2

助成業務

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
私学経営情報センター 私学情報室  
Eメール portrait@shigaku.go.jp  
03(3230)7852・7853

# 大学・短期大学・高等学校の財務状況《令和4年度決算集計》

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、「令和5年度学校法人基礎調査」を基に4年度決算データを集計し、『令和5年度版今日の私学財政（大学・短期大学編）』と『令和5年度版今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）』のCD-ROMを、調査にご協力いただいた学校法人に送付しました。

毎年、「学校法人基礎調査」にご協力いただいている学校法人の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今回は、これらの集計結果に基づき、大学・短期大学・高等学校の財務状況について概略を解説します。

## 法人種別の事業活動収支差額比率（表1）

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の、事業活動収入に対する割合です。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当該年度の事業活動収入で事業活動支出

を賄うことができず、自己資本を取り崩すこととなります。その要因が臨時的な場合は別として、そのような状況が長期間続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障をきたす可能性があります。

### ◆大学法人

4年度の基本金組入前当年度収支差額は3年度から減少し、事業活動収支差額比率は3年度の7・2%から5・0%へ下降しています。

次に、同比率がマイナスの法人数は564法人のうち217法人で、その割合は38・5%となり、3年度の29・7%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は、3年度の30法人から32法人に増加しています。

### ◆短期大学法人

4年度の基本金組入前当年度収支差額は3年度から減少し、事業活動収支差額比率は3年度のマイナス0・4%からマイナス2・0%へ下降しています。

次に、同比率がマイナスの法人数は95法人のうち56法人で、その割合は

表1 事業活動収支差額比率及び同比率がマイナスの法人の割合（法人種別）

#### 【大学法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計(A) 百万円	事業活動支出計(B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合(%)	法人数	割合(%)
平成30	549	6,574,729	6,313,779	260,950	4.0	206	37.5	44	8.0
令和元	555	6,708,252	6,452,083	256,169	3.8	236	42.5	41	7.4
2	560	6,913,576	6,531,082	382,493	5.5	194	34.6	28	5.0
3	562	7,179,530	6,662,286	517,244	7.2	167	29.7	30	5.3
4	564	7,251,863	6,885,853	366,010	5.0	217	38.5	32	5.7

#### 【短期大学法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計(A) 百万円	事業活動支出計(B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合(%)	法人数	割合(%)
平成30	104	154,440	156,401	△1,961	△1.3	61	58.7	14	13.5
令和元	100	144,985	149,555	△4,570	△3.2	64	64.0	12	12.0
2	97	143,630	144,401	△771	△0.5	52	53.6	15	15.5
3	96	143,489	144,116	△627	△0.4	60	62.5	11	11.5
4	95	141,845	144,657	△2,812	△2.0	56	58.9	20	21.1

#### 【高等学校法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計(A) 百万円	事業活動支出計(B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合(%)	法人数	割合(%)
平成30	684	843,590	814,241	29,349	3.5	319	46.6	45	6.6
令和元	665	808,160	802,061	6,099	0.8	338	50.8	57	8.6
2	667	830,037	801,167	28,870	3.5	260	39.0	30	4.5
3	665	838,371	819,134	19,237	2.3	290	43.6	41	6.2
4	669	869,162	847,718	21,443	2.5	320	47.8	44	6.6

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人  
 (注2) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人  
 (注3) 高等学校法人…大学法人・短期大学法人以外で、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人  
 (注4) 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、合計欄の数値と一致しないことがある。

58・9%となり、3年度の62・5%から下降しています。なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は、3年度の11法人から20法人に増加しています。

◆高等学校法人

4年度の基本金組入前当年度収支差額は3年度から増加し、事業活動収支差額比率は3年度の2・3%から2・5%へ上昇しています。

次に、同比率がマイナスの法人数は669法人のうち320法人で、その割合は47・8%となり、3年度の43・6%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は、3年度の41法人から44法人に増加しています。

学校種別の事業活動収支差額比率(表2)

◆大学

4年度の基本金組入前当年度収支差額は3年度から減少し、事業活動収支差額比率は3年度の4・1%から2・9%へ下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は612校のうち221校で、その割合は36・1%となり、3年度の32・7%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の学校数は、3年度の64校から67校に増加しています。

◆短期大学

4年度の基本金組入前当年度収支差

額は3年度から減少し、事業活動収支差額比率は3年度のマイナス8・7%からマイナス14・4%に下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は286校のうち226校で、その割合は79・0%となり、3年度の72・3%から上昇しています。また、同比率がマイナス20%未満の学校数は、3年度の103校から136校に増加しています。

◆高等学校

4年度の基本金組入前当年度収支差額は3年度から減少し、事業活動収支差額比率は3年度の2・1%から1・8%へ下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は1288校のうち616校で、その割合は47・8%となり、3年度の44・8%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の学校数は、3年度の131校から140校に増加しています。

運用資産と要積立額(表3)

学校法人の安定的な経営のためには、施設・設備の拡充・更新や、教職員等の退職金の支払い及び奨学金の運用等の将来的に必要な資金需要等(要積立額)に対して、十分な運用資産を保有していることが望ましいと

表2 事業活動収支差額比率及び同比率がマイナスの学校の割合(学校種別)

【大学】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合(%)	学校数	割合(%)
平成30	592	3,467,442	3,344,844	122,598	3.5	215	36.3	80	13.5
令和元	599	3,498,558	3,379,532	119,026	3.4	222	37.1	84	14.0
2	608	3,600,163	3,458,322	141,841	3.9	191	31.4	70	11.5
3	611	3,627,217	3,479,962	147,255	4.1	200	32.7	64	10.5
4	612	3,692,116	3,585,800	106,317	2.9	221	36.1	67	10.9

【短期大学】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合(%)	学校数	割合(%)
平成30	310	167,091	175,289	△8,198	△4.9	196	63.2	86	27.7
令和元	299	149,672	163,424	△13,752	△9.2	205	68.6	104	34.8
2	298	155,151	167,039	△11,888	△7.7	206	69.1	95	31.9
3	292	148,111	161,048	△12,937	△8.7	211	72.3	103	35.3
4	286	135,924	155,529	△19,605	△14.4	226	79.0	136	47.6

【高等学校】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合(%)	学校数	割合(%)
平成30	1,289	1,098,489	1,067,244	31,245	2.8	586	45.5	131	10.2
令和元	1,283	1,088,672	1,077,253	11,419	1.0	627	48.9	138	10.8
2	1,287	1,106,697	1,066,422	40,275	3.6	542	42.1	114	8.9
3	1,285	1,105,633	1,082,254	23,379	2.1	576	44.8	131	10.2
4	1,288	1,135,701	1,115,038	20,663	1.8	616	47.8	140	10.9

(注1) 大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門  
 (注2) 短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門又は高等専門学校部門  
 (注3) 高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門  
 (注4) 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、合計欄の数値と一致しないことがある。

考えられます。しかし、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余裕がなくなる、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できなくなる、運用資産の一部を取り崩して支払いに充てることになるなど、本来保有しておくべき金額に不足が生じてしまいます。

◆大学法人

4年度は運用資産、要積立額ともに増加しましたが、運用資産より要積立額の増加のほうが大きいため、3年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は3年度の73・1%から73・4%へ上昇しています。

◆短期大学法人

4年度は運用資産が減少し要積立額が増加したため、3年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は3年度の68・0%から67・2%へ下降しています。

◆高等学校法人

4年度は運用資産、要積立額ともに増加しましたが、運用資産より要積立額の増加の方が大きいため、3年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は3年度の63・2%から62・1%へ下降しています。

表3 運用資産と要積立額（法人種別）

【大学法人】

年度	集計法人数	運用資産(A) 億円	要積立額(B) 億円	要積立額 内訳				積立不足額(B-A) 億円	積立率(A/B) %
				減価償却累計額(有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円	退職給与引当金 億円		
平成30	549	105,045	144,537	107,505	7,386	16,547	13,099	39,492	72.7
令和元	555	107,052	148,864	111,309	7,525	16,838	13,192	41,812	71.9
2	560	110,379	153,271	115,346	7,439	17,180	13,306	42,892	72.0
3	562	115,465	157,890	119,095	7,735	17,726	13,334	42,425	73.1
4	564	119,115	162,272	123,146	7,846	17,988	13,293	43,157	73.4

【短期大学法人】

年度	集計法人数	運用資産(A) 億円	要積立額(B) 億円	要積立額 内訳				積立不足額(B-A) 億円	積立率(A/B) %
				減価償却累計額(有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円	退職給与引当金 億円		
平成30	104	3,184	4,281	3,566	230	286	199	1,097	74.4
令和元	100	3,065	4,228	3,531	219	289	190	1,164	72.5
2	97	2,988	4,222	3,517	225	305	175	1,235	70.8
3	96	2,976	4,377	3,641	234	330	172	1,401	68.0
4	95	2,948	4,385	3,650	242	334	159	1,437	67.2

【高等学校法人】

年度	集計法人数	運用資産(A) 億円	要積立額(B) 億円	要積立額 内訳				積立不足額(B-A) 億円	積立率(A/B) %
				減価償却累計額(有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円	退職給与引当金 億円		
平成30	684	11,754	17,692	16,225	648	306	513	5,938	66.4
令和元	665	11,786	18,104	16,627	656	332	489	6,318	65.1
2	667	12,034	18,818	17,326	671	344	477	6,784	64.0
3	665	12,314	19,491	18,034	637	346	474	7,177	63.2
4	669	12,575	20,255	18,829	634	316	476	7,681	62.1

- (注1) 大学法人…大学を設置している学校法人
- (注2) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人
- (注3) 高等学校法人…大学法人・短期大学法人以外で、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人
- (注4) 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、合計欄の数値と一致しないことがある。
- (注5) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

まとめ

事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表します。基本金組入前当年度収支差額のマイナス分を補うために運用資産を取り崩す状況が続くと、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながります。特に大学法人においては、減価償却累計額（有形固定資産）が年々増加しており、施設・設備等の更新計画を策定するうえでの懸念材料です。

過去から蓄積した運用資産は、厳しい経営環境を乗り切るための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金の創設等を盛り込んだ中期計画を策定し、その計画に基づいた運用資産の蓄積目標を定めることや使途目的にかなった運用計画に従って資産運用を行うことが重要です。学校法人においては、教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して学校経営を行うことが、これまで以上に求められます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎03(52330)7846～7848  
Eメール center@shigaku.go.jp

# 令和5年度 私学リーダーズセミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

私立大学等を取り巻く環境は、急速に進む社会構造の変化に合わせ、大きく変容してきています。令和7年4月1日施行予定の改正私立学校法を踏まえ、私学のリーダーの果たすべき役割

や、労務等の知識を深め、改革に向けた意識を高めることを目的として、大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人の理事長や理事を対象に、「私学リーダーズセミナー」を開催しました。今年度は、現地会場で受講する「対面形式」と会場の講演の模様を生配信し、オンラインで受講する「オンライン形式」の2種類の方法を採用



大阪会場 神山講師による講演の様子

助成業務

しました。

大阪会場と東京会場の2か所で開催し、大阪会場は90名、東京会場は124名、合わせて214名にご参加いただきました。

今回のセミナーでは、私学事業団職員、私立大学理事、文部科学省、社会保険労務士による講演を行いました。

まず、本事業団職員から「私立大学・短期大学の現状について」と題して、学校法人を取り巻く経営環境の変化やこれからの私学経営について講演しました。

次に、大阪会場では学校法人日本体育大学の今村常務理事から「教育機関に携わる責任と心構え」と題して、大学経営に当たった役割の在り方について講演がありました。

東京会場では学校法人横浜商科大学の貫洞理事から「私立大学のこれからとリーダーの役割」と題して、具体的事例をもとに改革におけるリーダーの役割について講演がありました。

続いて、文部科学省の神山私学行政課長から「今後、私学が行うべき課題」と題して、改正私立学校法、私学助成に関する令和6年度概算要求、学校法人にかかる税制、中央教育審議会大学分



東京会場 貫洞講師による講演の様子

科会の動向について講演がありました。最後に、曾田社会保険労務士から「学校法人の労務管理の課題と対応」と題して、学校における働き方改革や労働時間等について講演がありました。

以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

- ・（今村講師の講演について）実際の体験をベースとした話であったので、とても興味深く、前向きな刺激を受けた。いろいろな先達の格言なども紹介され、勉強になった。
- ・（貫洞講師の講演について）改革するのは命がけであり、教職員の理解を得る必要性を痛感した。
- ・（神山講師の講演について）具体的な課題をお示しいただき、私学が改めてガバナンスとして取り組まなければならない内容を確認させていた

だった。

・（曾田講師の講演について）今まで十分に考えていない部分だった。事務方に任せていたので勉強になった。

本事業団では、私学の改革の一助となるよう、来年度においても私学リーダーズセミナーなど、さまざまな取り組みを実施していきます。

日程・場所：令和5年11月28日（火）大阪ガーデンパレス  
令和5年12月12日（火）東京ガーデンパレス

時間	内容等
10:30～	開会挨拶  私学事業団 理事長 福原 紀彦
10:40～	講演①「私立大学・短期大学の現状について」 私学経営情報センター職員
11:15～	講演②「教育機関に携わる責任と心構え」 (大阪)今村 裕氏(学校法人 日本体育大学 常務理事) 講演②「私立大学のこれからとリーダーの役割」 (東京)貫洞 玲子氏(学校法人 横浜商科大学 理事・事務局長)
13:30～	講演③「今後、私学が行うべき課題」 神山 弘氏(文部科学省高等教育局私学部私学行政課 課長)
15:00～	講演④「学校法人の労務管理の課題と対応」 曾田 究氏(社会保険労務士曾田事務所 所長)
17:00～	閉会挨拶  私学事業団 理事 菊池 裕明

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

03(3230)7849・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

## 受配者指定寄付金の決算処理と年度末対応等のお願い

助成部 寄付金課

### ◆寄付金の決算処理

受配者指定寄付金制度を利用した寄付金は、私学事業団から配付決定の通知を受けるまでは、学校法人の収入となりません。本事業団が学校法人から送金された寄付金を保管している間は、「未収入金」等のいかなる名称でも計上することはできません。

なお、配付を受けた寄付金は、資金収支計算書において、すべて「特別寄付金収入」となりますのでご注意ください。

また、資金収支内訳表では、法人部門に片寄せすることなく各学校部門に適切に配分（配付申請においては、各部門合算での申請は認められています）が、実績報告では認められていません）のうえ、計上してください。例年、決算書の寄付金収入について、実績報告書（様式3-2）の寄付金額や部門計上に相違が見受けられますので十分ご注意ください。

なお、事業活動収支計算書や現物寄付等の処理は、右記と異なります。「受配者指定寄付金事務の手引」（私学事業団ホームページ）〔助成業務のご案内〕▼受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」58頁に掲載していますので、ご確認ください。

### ◆寄付金配付申請書類の受け付け

令和5年度の寄付金配付申請については、令和6年3月5日（火）を締め切り（必着）とします。年度内に寄付金の配付（送金）を必要とする場合は、期限までに配付申請書類の提出をお願いします。配付の対象となる寄付金は、原則として、受領書が発行された寄付金の範囲内となっていますのでご注意ください。

### ◆年度末の寄付金受け入れ

寄付金受領日は、寄付金が本事業団に着金した日付となりますが、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、受領書発行に時間を要することをあらかじめご了承ください。

なお、寄付金は、原則学校がとりまとめて振り込みます。寄付者の決算日などの都合により、やむを得ず寄付者から本事業団へ直接振り込みをする必要がある場合には、トラブル防止の観点から、必ず本事業団まで事前のご相談をお願いします。

### 問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

## 「月報私学」特集記事の募集

企画室

「月報私学」では、学校法人等から投稿いただいたさまざまな取り組みなどを「魅力あふれる学校づくりを目指して」という特集記事として、これまで通算74回にわたり紹介してきました。

令和6年度も各学校法人等が実施した改革事例等について、引き続き皆様からの投稿を募集いたします。大学のみならず高校や小・中学校、専修学校や幼稚園の改革事例等についての投稿も広く募集いたします。

投稿を希望する場合は、後述の「記入要領」に記載したテーマを参考に、「投稿申込書」（私学事業団ホームページ）〔広報誌・刊行物一覧〕▼月報私学▼特集記事募集〕内の「記事要旨」を150字程度で作成していただき、本稿末尾の問い合わせ先Eメールアドレスへ送信いただくか、本誌16頁欄外の編集・発行元住所まで郵送してください。

応募いただいた「投稿申込書」を私学事業団において検討のうえ、改めて原稿依頼をさせていただきます。また、過去に掲載した記事の一覧を私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧〕▼月報私学▼連載記事のアーカイブ〕に掲載しておりますので、そちらも参考にしてください。

こちらも参考にしてください。

### ◆記入要領

①テーマ（例）

「地域に根ざした取り組み」、「大学院教育の質向上への取り組み」、「他大学（校）との連携」、「効果的なFD・SDへの取り組み」、「財政改革・財政運営」、「理事長・学（校）長のリーダーシップについて」、「世界を舞台に活躍する人材養成への取り組み」、「職業教育への取り組み」、「情操教育への取り組み」、「幼児教育への取り組み」等の自由なテーマ

②記入上の注意

- ・「所属部署名」欄には、学校法人名、学校名、所属部署名、役職名を明記してください。
- ・郵送での手続きが生じる場合がありますので、「住所」欄は必ず「所属部署名」欄に記入した場所と同じ住所をご記入ください。

### 問い合わせ先（私学振興事業本部）

企画室

☎03(32330)7811・7881

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

学校の設置・変更等をしたときの手続き

業務部 資格課

学校法人等の学校の設置・変更等については、「学校法人等異動報告書<sup>DL</sup>」により届け出が必要です。

◆新設(※)・設置者の変更をする場合  
所轄庁の認可書の写し、変更後の寄附行為の写し、寄附行為変更認可書の写しを添付してください。

※付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときを含みます。

◆休校・廃校の場合  
所轄庁の認可書の写しを添付してください。

◆代表者・住所等の変更をする場合  
原則添付書類は不要です。

・法人情報(代表者や法人所在地等) 複数の学校を設置している学校法人等が法人情報を変更するときは、一括処理しますので代表校から報告してください。

・学校情報(所在地や連絡先住所等) 学校情報の変更は、学校番号ごとに報告してください。

手続きが遅れると加入者証等の交付に時間を要したり、私学事業団からのお知らせが届かないことがありますので、注意してください。詳細は、私学共済ホームページを参照してください。

貸付金の償還

福祉部 貯金・貸付課

貸付けを利用している加入者(借受人)が退職等により資格を喪失する場合は、残金全額を償還することとなります。

学校法人等は、償還額を借受人の退職手当等から控除するか、借受人から預かって償還期限内に私学事業団へ払い込んでください。

在職中に全額返済を希望する場合は、毎月15日(必着)までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書<sup>DL</sup>」を提出してください。申し出た月の20日頃までに「貸付金任意償還通知書」等を学校法人等宛てに送付します(償還期限を過ぎると経過利息が発生します)。

また、任意償還の手続きをしない場合でも、資格喪失を本事業団で確認すると即時償還となり、同様に通知書を送付します(償還期限を過ぎると1日当たり0.03%の延滞金が発生します)。

いずれの場合でも、学校法人等が退職手当等からの控除をせず、償還の遅滞があったときは、該当する学校法人等全体が貸付制限対象となる可能性があります。

詳細は、本誌1月号又は私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」

▼福祉事業 ▼加入者貸付 ▼貸付金の償還方法」も併せて確認してください。

共済業務

令和6年2月発行 「私学共済事務担当者へのお知らせ」

広報相談センター 相談班

「私学共済事務担当者へのお知らせ」を2月8日に全学校法人等宛てに発送します。

「私学共済事務担当者へのお知らせ」には、次の事項を掲載しています。

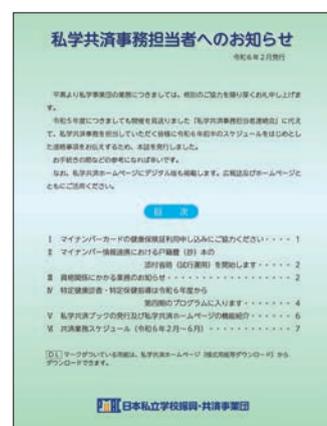
- ・法律改正事項
- ・取り扱い変更事項
- ・注意喚起事項等

・共済業務スケジュール(2月～6月) 2月下旬に、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼刊行物▼事務担当者向けのお知らせ」に「私学共済事務担当者へのお知らせ」のデジタル冊子の掲載を予定していますのでご覧ください。

注 「令和5年度第2回私学共済事務担当者連絡会」は、開催を見送りました。

注 「令和5年度第2回私学共済事務担当者連絡会」は、開催を見送りました。

注 「令和5年度第2回私学共済事務担当者連絡会」は、開催を見送りました。



様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等は、私学共済ホームページ(「様式用紙等ダウンロード」)から内容(分類)別又は用紙名(50音順)で検索し、一部を除きダウンロードすることができます。ダウンロードできない用紙は、ファックス請求用フォーム又は任意の用紙に①学校名、②学校記号番号、③郵便番号・送付先住所、④連絡先電話番号、⑤担当者名、⑥用紙名(様式番号は不要)、⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。なお、様式用紙等は変更することがありますので、利用のつど必要枚数を取得してください。

様式用紙等の請求方法

請求先	様式用紙等の請求専用FAX番号	
広報相談センター相談班	03(3813)1081	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134
福岡ガーデンパレス	092(713)3581	

## 資格取得・資格喪失報告書の事前受付

令和6年3月1日(金) 受付開始

毎年4月は、3月31日付けの退職や4月1日付けの採用による報告が集中します。加入者証等をできるだけ早く交付するため、私学事業団では、各種報告書等の「事前受付」を3月1日から開始します。ぜひご利用ください。

なお、この時期は電話が非常に混み合うため、加入者番号や被扶養者認定を確認するための照会は、書類提出から2週間経過後にお願いします。

### 事前受付の対象となる報告書等

事由と発生日	対象となる報告書等
3月31日付けの退職	「資格喪失報告書 DL」 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL」
4月1日付けの採用等	「資格取得報告書 DL」(短時間労働加入者用も含みます)※1 ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得※2 「所属学校等変更報告書 DL」 「被扶養者認定申請書 DL」※3

※1 電子媒体での報告も可能です。ただし、短時間労働加入者用は除きます。  
 ※2 任意継続期間(2年間)満了前の再資格取得は対象外です。  
 ※3 資格取得と同時に申請の場合に限ります。新用紙を使用してください。

- ◆「資格取得報告書」提出上の注意点
- ① 学校記号番号は、誤りのないよう十分注意して記入してください。  
 記入を誤ると、教職員等の個人情報(氏名、住所、報酬月額等)が記載された通知等が別の学校法人等に送付されてしまう事故につながります。
  - ② 「事務連絡先電話番号」欄には、必ず本事業団へ登録している電話番号を記入してください。  
 本事業団では、「事務連絡先電話番号」欄の電話番号と本事業団に登録している学校記号番号の電話番号を突合し、別の学校法人等への誤登録を防いでいます。
  - ③ 資格取得する人の私学共済制度の加入履歴を確認し、「1. 新規資格取得」、「2. 継続資格取得」、「3. 再資格取得」の該当する番号を○で囲んでください。
  - ④ 住所は住民票の住所を記入してください。

- ⑤ 基礎年金番号は正確に記入してください。基礎年金番号を持っていないときは、必ずその理由を記入してください。
- 注 日本国内に居住している20歳以上の人には、基礎年金番号が必ず付番されています。
- ⑥ マイナンバーは学校法人等が確認し、正確に記入してください。  
 注 マイナンバーの確認書類は添付しなくてもください。
- ⑦ 書類不備により返送等された場合は、再受付後の処理となるため、加入者証等の交付が遅れます。
- ⑧ 継続資格取得者の資格取得処理は、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。前任校の資格喪失が確認出来次第、加入者証等を交付します。
- ⑨ 継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定された被扶養者がいるときは、自動的に被扶養者として認定し、加入者被扶養者証を交付します。この場合、「被扶養者認定申請書 DL」の提出は不要です(前任校が丙種校の場合を除きます)。

- ◆報告内容の訂正
- ① 事前受付の報告書等の内容に誤りがあったときは、必ず該当する訂正申出書により手続きをしてください。  
 なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。
  - ② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)からその健康保険又は共済組合に本人として加入した場合は、「任意継続加入者資格取得取下げ申出書」が必要となります(用紙は本事業団へ請求してください)。
- ◆加入者証等の取り扱い
- ① 加入者証等は3月中に学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者に渡してください。事由発生日前の加入者証等を医療機関等に提示すると、無資格受診となります。
  - ② 加入者証等の記載内容に誤りがないか必ず確認してください。
  - ③ 3月31日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後直ちに回収し、返納してください。
  - ④ 「資格取得報告書 DL」と「被扶養者認定申請書 DL」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。
  - ⑤ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。正しい内容の加入者証等の発送は4月1日以後となります。

# 私学共済制度の加入者資格 Q & A

業務部 資格課

**Q1** 個人の意思等で加入や脱退を決めることはできますか。

**A1** 私学共済制度の加入者資格は法令で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。

このため、個人の意思等で加入しないことや、途中でやめること、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

**Q2** 非常勤職員やパートタイマー等で採用した人については、加入者としてよいですか。

**A2** 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、採用形態や職種等で区別されません。正規雇用でない非常勤職員や、パートタイマー等の採用であっても、加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

**注** 加入者資格については、「事務の手引 令和5年版」の22～33頁を参照してください。

**Q3** 非常勤職員やパートタイマーで短い時間だけ勤務する人を採用した

場合は、短時間労働加入者として加入手続きをすればよいですか。

**A3** 通常の加入者資格は満たさないが、短時間労働加入者の要件を満たすときは短時間労働加入者として私学共済制度の適用となります。

ただし、学校法人等全体で100人を超える規模がある「特定学校法人等」（下段参照）又は「特定学校法人等」以外の学校法人等で、労働の合意を得て学校法人等単位で短時間労働者を私学共済の適用とする申し出を行った「任意特定学校法人等」である場合に限りません。

**Q4** 法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人等が設置する保育園の職員も加入できますか。

**A4** 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、学校法人等内のどの部門に配属されているかによって、加入者資格の有無を区別するものではありません。

なお、付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときは、私学事業団に届け出が必要です。

**Q5** 外国籍の教職員は加入できますか。

**A5** 国籍による加入制限はありません。加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

なお、社会保障協定を締結した相手国から日本に派遣された外国籍の教職員を採用したときは、私学共済制度の適用の一部又は全部が免除されます。

**Q6** 加入者が休職する場合、加入者資格を喪失することになりますか。

**A6** 産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬が支給されなくても加入者資格が認められます。

また、「公務員の場合における休職の事由」に相当する休職であるときは、実態として当該学校法人等との間に常用的な使用関係が認められる場合、報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格を維持します。ただし、常用的な使用関係が終了したものと認められるときは、加入者資格を喪失します。

例えば、病気で休職をしている人に対し報酬が支給されない期間が一時的であり、使用関係が存続していると認められる場合は、加入者資格を継続します。

しかし、復職する見込みがないことが明らかな場合は、加入者資格を喪失します。

令和6年10月から短時間労働加入者の適用が拡大されます

業務部 資格課

令和2年6月に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」等に基づき、6年10月から、短時間労働加入者の適用の拡大がさらに図られます。

**◆6年10月の改正内容**

現行では、学校法人等単位で「100人を超える」とされている規模要件が、6年10月から「50人を超える」に引き下げられます。

**◆短時間労働加入者となる要件**

次の①から⑤のすべてに該当していることが必要です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②賃金の月額が8万8000円以上であること
- ③2か月を超える雇用の見込みがあること（通常の加入者と同様の加入要件）
- ④学生でないこと
- ⑤70歳未満の通常の加入者数が50人を超える学校法人等である（「特定学校法人等」）

該当又は該当見込みとなる学校法人等及び6年10月時点では不該当の学校法人等には、8月中旬に案内を送付します。

## 任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課・掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であって、かつ75歳未満の人は、2年を限度として任意継続加入者となることができます。

### ◆利用できる事業

- ・短期給付事業
- ・加入者期間中と同様です。
- ・資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。
- ・福祉事業

貸付けと積立貯金等以外は、利用できません。

注 年金等給付は継続加入できません。

60歳未満の人は市区町村で国民年金の加入手続きをしてください。

### ◆加入の要件

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった人

次の人は加入できません。

- ・4月1日に採用され、翌年3月31日に退職した人
- ・退職前1年以内に任意継続加入者であった人
- ・退職時に75歳以上である人

### ◆加入できる期間

退職日の翌日から最長2年間

ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の適用となるため、2年

の満了前でも自動的に資格喪失します。

### ◆加入の申し出手続き

退職の日から20日以内に、学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出してください。3月31日退職者に限り「事前受付」（10頁参照）を利用できます。

注 任意継続掛金と国民健康保険の保険料を比較する場合、離職の理由（解雇・雇止め等）や前年の所得の額によって国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は、市区町村にお問い合わせください。

注 健康保険制度では、加入の優先順位があります。

任意継続加入申し出をした人が、退職日の翌日から他の健康保険等へ被保険者（本人）として加入する場合は、任意継続加入の取り下げとなります。

### ◆加入の申し出の注意点

ただし、他の健康保険等の被扶養者となる場合や国民健康保険に加入する場合は、任意継続加入が優先されます。申し出を取り下げることができませんので、任意継続加入者として加入し、

掛金を納付した後に資格喪失の手続きが必要となります。

### ◆任意継続加入者証等の送付

任意継続加入の資格取得処理後、届け出住所宛てに「任意継続加入者証」、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。在職中の「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」等は必ず学校法人等が回収し返納してください。

### 任意継続期間中の掛金

任意継続期間中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。

掛金額は、退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限度（令和6年度は、5年度と同額の38万円）のうちいずれか少ない額を基に算出します。

### ◆任意継続掛金の納付方法

納付方法は、毎月納付（口座振替含む）・半期ごとの前納・年度末までの一括前納があり、前納には割引が適用されます。

送付される納付通知書でゆうちょ銀行から払い込んでください。納付通知書はゆうちょ銀行専用紙です。

毎月納付（口座振替含む）を選択した人には「任意継続加入者証」等の送付時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」を同封します

ので、口座振替（毎月28日振替）を希望する場合は、手続きをしてください。

口座振替の開始月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してあります。口座振替開始までは必ず納付通知書で払い込んでください。

納期限までに掛金の払い込みがない場合は、任意継続加入者の資格喪失又は資格取得の取り消しとなります。

払い込みがなく保険診療を受けていた場合、無資格受診となります。

任意継続加入の資格取得月と同月内に75歳に到達したときや、同月内に他の健康保険等に加入し、途中で任意継続の資格を喪失したときは、その月の掛金は払い込まなければなりません。

### 脱退（資格喪失）の手続き

任意継続加入期間が2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格を喪失します。

次の①②いずれかの場合は、「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出が必要です。

- ①2年満了前に、国民健康保険（医師国保なども含みます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するとき（切り替えた月の前月末までに提出が必要）
- ②健康保険の適用がある職場に再就職したときや加入者が死亡したとき

# 特定健康診査の結果データの提出期限と 特定保健指導の利用のお願い

福祉部 保健課

加入者の特定健康診査は、学校法人等が実施する定期健康診査の結果を私学事業団へ提出することにより、実施したものとみなします。

## 令和5年度特定健康診査 (事業主健診等) 結果の提出期限

令和5年度の特定健康診査の結果データ(5年4月1日～6年3月31日受診分)の最終提出期限は、6年5月15日です。定期健康診査が終了した学校法人等は、提出期限にかかわらず速やかに結果を提出してください。

最終提出期限までに特定健康診査の結果データを提出しなかった場合は、当該年度の結果通知(健康情報冊子「QUIP Plus(クピオプラス)」)や「特定保健指導利用券」を送付できませんので注意してください。

特定健康診査の結果提出の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続きをご覧ください。

注 学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に

関する法律」第27条及び厚生労働省令(平成19年第157号)第14条に基づくものです。

## ◆実施率の目標達成にご協力ください

定期健康診査の結果を提出することは、国が定めた特定健康診査等の実施率の目標達成につながります。目標を達成すると、生活習慣病の予防による医療費削減に寄与する他、後期高齢者支援金の負担軽減による短期給付分掛金率の抑制にもなります。

増大する医療費の適正化を図るため、特定健康診査等はさらなる実施率の向上が求められています。

5年度の加入者における実施率目標(私立学校教職員共済第三期特定健康診査等実施計画)である93・0%を達成できるように、ご協力をお願いします。

## 5年度特定保健指導利用券の有効期限

5年度の特定保健指導利用券の有効期限は、6年7月31日です。有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導の利用期間中に退職等で加入者資格を喪失した場合、

利用券の有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります。ただし、任意継続加入者になる場合は、特定保健指導を継続することができます。資格喪失後も特定保健指導の継続を希望する場合、資格喪失後に発生した特定保健指導費用は自己負担となりますので注意してください。

## 「学校訪問型特定保健指導」をご利用ください

特定保健指導を受けるには、本事業団が契約を締結している医療機関等に、加入者自身が予約し出向く必要があります。しかし、医療機関等の休診日が加入者の休日と重なると、特定保健指導の利用が難しくなります。

このため本事業団では、対象者の利便性を図るべく「学校訪問型特定保健指導」を実施しています。専門スタッフを学校法人等へ派遣し、空き教室等を使用することで、授業の間に指導を受けられるため、利用している学校法人等からは大変好評です。

多忙な教職員の健康づくりの一環として、ぜひ利用を検討してください。なお、希望する学校法人等は、委託先である次の特定保健指導機関へ直接連絡してください。

## ◆問い合わせ先

SOMPOヘルスサポート(株)  
☎03(5209)8553

担当 平尾、松村

受付時間(平日)10時～12時、14時～17時

## ◆オンラインによる特定保健指導

本事業団の直営病院である東京臨海病院において、加入者(任意継続加入者を含みます)及び被扶養者を対象としたオンラインによる初回面談を実施しています。

詳細は、東京臨海病院ホームページ「健康医学センターのご案内」▼私学共済加入者向けオンライン特定保健指導を行っています」を確認してください。

## 被扶養者等の 特定健康診査の受診勧奨

被扶養者の特定健康診査の受診券(セット券)は、学校法人等を通して加入者に配付しています。5年度分の特定健康診査受診券(セット券)の有効期限は、6年3月31日です。

4年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者及び任意継続加入者(その被扶養者を含む)は約3万6000人で、実施率は36・5%でした。この率は、被扶養者等の実施率目標である55・0%を下回っているものの、前年に比べ、1・5ポイント上昇しています。

学校法人等からも、加入者に向けて被扶養者の受診を勧奨していただき、加入者とともに被扶養者の健康づくりにご協力をお願いします。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

## 共済業務

## 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

## 任意継続加入者への掛金納付通知書等の送付

## ①令和6年3月中に任意継続加入期間が満了する人

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

## ②6年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人

3月上旬に、6年度分の「任意継続掛金納付通知書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。口座振替の人には掛金額のお知らせのみ通知します。

## ③6年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる人

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

また、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての人に送付します。

【業務部 資格課・掛金課】

## 口座振替・口座送金にご協力ください

掛金等や貸付金の定期償還金の納付には、事務負担の軽減にも役立つ指定預金口座からの自動引き落としが大変便利です。掛金等や貸付金定期償還金を払込取扱票(払込通知票)により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出することで指定預金口座からの自動引き落としが可能です。

申込書は私学事業団又はガーデンパレス共済業務課に、電話又はFAXで請求してください。なお、掛金等と貸付金定期償還金は申込書が別ですので、それぞれ提出してください。

また、ゆうちょ銀行の払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書<sup>④</sup>」により、金融機関の指定預金口座での受け取りに変更をお願いします。

【財務部 経理第二課】

## 宿泊所・保養所の宿泊料金の改定(令和6年4月1日から)

宿泊所・保養所の宿泊料金については、消費税率の引き上げに合わせて改定して以降、一部を除き、料金体系を維持してきました。

しかし、昨今のエネルギー価格の高騰や、飲食材料費などの値上げが相次ぎ、従来の宿泊料金を維持することが困難な状態になっています。

このため、令和6年4月1日のチェックインから宿泊料金を改定させていただくことになりました。

詳細は、各宿泊所・保養所にお問い合わせいただくか、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶しがくのやど〕をご覧ください。

なお、ガーデンパレスについては、宿泊日により料金変動しますので、各ガーデンパレスの公式ホームページでご確認ください。 【施設部 管理課】

宿泊所・保養所のホームページは以下からご覧ください。

しがくのやど

検索



(https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html)

## 2月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 1月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 3月4日送金申込・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金等 1月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(木)	掛金等 1月調定分納期限 貸付 3月22日送金申込締め切り

## 3月の共済業務スケジュール

1日(金)	資格 事前受付開始
4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 2月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 4月2日送金申込・任意償還申出締め切り

# INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

## お見舞い

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。私学事業団では、被害を受けられた学校等並びに加入者、被扶養者及び年金受給者の皆様に全力で支援してまいります。被害を受けられた皆様の安全と、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

### 役員等の異動に関するお知らせ

(令和6年1月1日付)

次のとおり発令されましたので、お知らせします。

#### ◆役員

##### ○理事長

再任 福原紀彦

##### ○理事

再任 永山裕二

再任 吉田博之

再任 菊池裕明

再任 松尾勝和

再任 小松弘和

##### ○理事(非常勤)

再任 小野祥子

再任 近藤彰郎

新任 坂本篤裕

任満了 高柳元明

(令和5年12月31日付)

#### ◆運営審議会委員

再任 江北上節子

再任 北山山禎介

再任 関田中愛治

再任 田中本五郎

再任 橋宮直仁

再任 吉田晋

#### ◆共済運営委員会委員

再任 阿河久志

再任 和泉久巧

再任 岩井絹江

再任 内田吾朗

再任 奥田丈子

再任 権江英茂

再任 公江实允

再任 嵯峨本純一

再任 坂谷角正

再任 高岡雄淳

再任 谷岡一郎  
再任 戸谷泰之  
再任 西村万里子  
再任 武藤稔彦  
新任 青井静男  
新任 青木洋介  
新任 大村陽之介  
新任 西原廉太  
任満了 川上裕美子  
任満了 小林光俊  
任満了 中村貞雄  
任満了 矢口悦子

(令和5年12月31日付)

## 助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

### 助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和6年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。

- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。  
※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかる返済について(令和6年3月分)〕も併せてご確認ください。

#### 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

### 令和5年度版「今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)」を送付しました

令和5年度学校法人基礎調査にご協力いただいた高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人に、令和5年度版「今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)」(CD-ROM)を1月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

#### 【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約がおすすめです

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
 **京都カーテンパレス**

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地 ☎075(411)0111(代表)  
 JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、2番出口から徒歩8分  
<https://www.hotelgp-kyoto.com>

### 四季彩プラン

京都ガーデンパレスで人気の2食付き宿泊プランです。夕食は、京会席・フレンチ・京おばんざいからお選びください。四季折々の自慢の夕食をお楽しみください。

1泊2食  
 スタンダードシングル(1名1室/1名様) 12,500円～  
 スタンダードツイン (2名1室/1名様) 11,800円～

取扱期間：通年(年末年始を除きます)  
 ・追加料金(1,000円)で夕食を和洋折衷会席に変更することができます。  
 ・朝食はセットメニュー(和定食又は洋定食)をご用意します。  
 ・京都市宿泊税200円が別途必要です。



冬の四季彩京会席 (夕食イメージ)

## 湯河原 敷島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755  
 JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前

### お刺身コース

敷島館で人気の宿泊プラン「和食会席コース」の夕食の品数を絞り、メインで「旬の魚の盛り合わせ」を堪能する宿泊プランです。夕食の後は、敷島館の源泉掛け流しの温泉でおくつろぎください。

1泊2食(2名1室/1名様) 12,700円～

取扱期間：通年(年末年始・GW・お盆休みを除きます)  
 ・2名様以上、三日前までのご予約とさせていただきます。  
 ・仕入れ状況により対応できないことがありますので、事前にご相談ください。



お刺身コース (夕食イメージ：2名様分)

## 融資事業のご案内

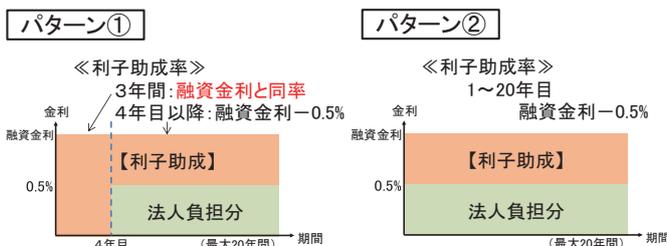
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

# 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。  
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。  
 ※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

### ■ 主な事業と融資金利 (令和6年1月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.70	年% 1.30	年% 0.80	年% 0.60
寄宿舎などの建築・用地取得	1.80	1.40	0.90	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.80	(5.5年以内) 0.50

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。  
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)